

事務専門問題

令和8年施行 職員採用試験

指示があるまで開いてはいけません。

注意

1. 問題と解答用紙は別になっています。必ず解答用紙に解答してください。
2. 問題は5題あります。そのうち1題を選択して解答してください。
3. 解答時間は2時間30分です。
4. 解答に当たっては、解答用紙の表紙に記載された注意をよく読んでください。
5. この冊子は持ち帰ることができますが、**解答用紙は絶対に持ち帰らないでください。**
6. 問題のページは、次のとおりです。
 - 公 法・・・1ページ～6ページ
 - 民 事 法・・・7ページ～13ページ
 - 経済原論・・・14ページ～17ページ
 - 財 政 学・・・18ページ～20ページ
 - 公共政策・・・21ページ
7. 係員による試験開始の指示の後、**乱丁・落丁等がないことを確認した上で、解答を始めてください。**

公法

A県では、県職員について、本人が病気になった場合の病気休暇や妊娠・出産する場合の妊娠出産休暇のほか、配偶者と子供（実子・養子）が怪我や病気になり、看護や入院の付添いが必要になった場合の特別な休暇制度を設けている（以下、この休暇を「家族看護休暇」という。）。家族看護休暇は、「A県職員の休暇等に関する条例」の第16条に規定されており、「職員の配偶者（事実婚の相手方を含む。）」及び「職員が親権を持ち監護する未成年子（実子、養子のいずれも含む。）」の看護等のために必要な場合に認められる。

子供についての家族看護休暇の取得に親権と法律上の親子関係を要求しているのは、単に「監護する」という要件のみだと、適用の有無があいまいとなり、休暇対象が無制限に広がってしまうおそれがあるためであった。

家族看護休暇にかかわる「A県職員の休暇等に関する条例」第16条の内容は、次のとおりである。

【A県職員の休暇等に関する条例第16条（家族看護休暇）】

任命権者は、職員が、職員の配偶者（事実婚の相手方を含む。）及び職員が親権を持ち監護する未成年子（実子、養子のいずれも含む。）の疾病又は負傷の療養のため、看護又は入院の付添いが必要な場合、家族看護休暇を承認するものとする。

一方、A県では、「多様な性に関する県民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減」を図るため、同性カップルのためのパートナーシップ宣誓制度（以下、「宣誓制度」という。）を用意している。これは、「A県人権条例」の第7条に定められている。同条の内容は次のとおりである。

【A県人権条例第7条（A県パートナーシップ宣誓制度）】

県は、多様な性に関する県民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、A県パートナーシップ宣誓制度を実施するものとする。

2 前項のA県パートナーシップ宣誓制度は、知事がパートナーシップ関係にある者

(双方又はいずれか一方が県の区域内において居住し、就業し、又は就学している場合に限る。)からの宣誓に係る届出を受理したことを証明する制度をいう。

- 3 県は、県が実施する施策等において、第一項のA県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分に尊重し、適切に対応するものとする。ただし、法令等の規定により実施する施策等においては、この限りでない。
- 4 前三項に定めるもののほか、A県パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項は、A県規則で定める。

現在の日本の民法・戸籍法では、同性間では婚姻は成立しないとされている(異なる解釈の余地もあるが、本問との関係ではこの解釈を前提とすること)。しかし、同性カップルでも、異性カップル同様に親密な共同生活を営む場合があり、その関係を公に証明できないと様々な不利益を被る。宣誓制度は、その証明をできるようにするために設けられた。

Xは、A県職員の女性(法律上、女性であるという意味。以下の性別の記載も同じ。)である。Xは同性愛者であり、2020年に、同じく同性愛者の女性であるYと恋愛関係になり、共同生活を始めた。2021年には、XとYは、A県内の結婚式場で結婚式を挙げ、その翌日、宣誓制度を利用し、パートナーシップの宣誓をした。

同性愛者の女性の中には、男性と性的関係を結んだり、生殖補助医療を用いたりして、妊娠・出産する者がいる。Yは、2015年から2019年まで男性Bと婚姻関係にあり、2018年に、Bの子であるZを出産した。2019年、YはBと協議離婚したが、この時に、Zの親権・監護権をYが持つことを合意していた。それ以降、ZはYと同居しており、XとYの共同生活開始後は、X、Y、Zの三人で同居し、Zの監護はXとYが共同で行うようになっていた。

BとZは、日常的に親子交流をしており、X・YとBも不仲ではなかった。Bは、XとYの依頼に応じ、Zの病院の付添いや、インフルエンザにり患した時の看病などを行うこともあった。しかし、2022年に、Bは海外に転勤することになった。これを機に、XとYは、XがZと養子縁組をして、Zの親権を共同で行使することを望んだ。Bも、そのことに同意をしていた。

しかし、民法では、双方が実親である場合、又は婚姻関係にある場合でないと、共

同で親権者になることができない。このため、XはZとの養子縁組を断念せざるを得なかった。

こうした中で、Yが一か月ほど海外出張することになり、その間、Zの監護はXが単独で行うことになった。この時、Zが、学校の体育の授業中の事故で足を骨折して、入院することになった。Xは、Zの入院に付き添い、看病するため、2日間休暇を取らざるを得ない状況となった。そこで、Xは、A県の家族看護休暇の利用を希望した。しかし、Xは、Zの親権者ではなく、XとZとの間に法的な親子関係も存在していない。

以上を前提に、次の【問題】に答えよ。

【問題】

- (1) 本件の家族看護休暇は、子供の他に、「職員の配偶者（事実婚の相手方を含む。）」の怪我や病気の場合も対象とする。ここに、本件の宣誓制度の相手方も含まれると解すべきか。参考になる判例があれば、それも紹介しながら答えよ。
- (2) 本件で、XがZの看護と入院への付添いのため、家族看護休暇の取得を求めた場合、A県がその取得を認めない措置をとったとする。この措置は、憲法に適合しているといえるか。参考になる判例があれば、それも紹介しながら答えよ。

〈参考条文〉

【日本国憲法（抜粋）】

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

【民法（明治29年法律第89号）(抜粋)】

（同居、協力及び扶助の義務）

第七百五十二条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

（親権）

第八百十八条 親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない。

2 父母の婚姻中はその双方を親権者とする。

3 子が養子であるときは、次に掲げる者を親権者とする。

一 養親（当該子を養子とする縁組が二以上あるときは、直近の縁組により養親となった者に限る。）

二 子の父母であって、前号に掲げる養親の配偶者であるもの

（離婚又は認知の場合の親権者）

第八百十九条 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。

2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定める。

3 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる。

4 父が認知した子に対する親権は、母が行う。ただし、父母の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる。

5 第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。

6 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子又はその親族の請求によって、親権者を変更することができる。

7 裁判所は、第二項又は前二項の裁判において、父母の双方を親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときその他の父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならない。

一 父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（次項において「暴力等」という。）を受けるおそれの有無、第一項、第三項又は第四項の協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき。

8 第六項の場合において、家庭裁判所は、父母の協議により定められた親権者を変更することが子の利益のため必要であるか否かを判断するに当たっては、当該協議の経過、その後の事情の変更その他の事情を考慮するものとする。この場合において、当該協議の経過を考慮するに当たっては、父母の一方から他の一方への暴力等の有無、家事事件手続法による調停の有無又は裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。）の利用の有無、協議の結果についての公正証書の作成の有無その他の事情をも勘案するものとする。

（親権の行使方法等）

第二百二十四条の二 親権は、父母が共同して行う。ただし、次に掲げるときは、その一方が行う。

一 その一方のみが親権者であるとき。

二 他の一方が親権を行うことができないとき。

三 子の利益のため急迫の事情があるとき。

2 父母は、その双方が親権者であるときであっても、前項本文の規定にかかわらず、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使を単独ですることができる。

3 特定の事項に係る親権の行使（第一項ただし書又は前項の規定により父母の一方が単独で行うことができるものを除く。）について、父母間に協議が調わない場合であって、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、父又は母の請求により、当該事項に係る親権の行使を父母の一方が単独ですることができる旨を定めることができる。

民事法

次の【問1】、【問2】に答えよ。

【問1】

次の文章を読み、各設問に答えよ。なお、解答に当たって、自動車損害賠償保障法（自賠法）の適用は検討しなくてよい。

A（80歳）は、Aが所有する甲土地の上に建てられた同じくA所有の乙建物に無職の妻B（78歳）と同居している。A及びBには、長男であり金融機関に勤めるC（50歳）と、長女であり看護師のD（48歳）の2人の子がいる。Cは妻である無職のE（50歳）と乙建物に居住しており、独身のDは、乙建物から自動車です約1時間の場所にある賃貸住宅に1人で居住している。

A及びBの生活費はAの年金と預貯金とで基本的に賄われているところ、Cも自身の給与から毎月10万円をBに手渡しており、この10万円もA及びBの生活に係る原資の一部となっている。もっとも、C及びEは、乙建物にてA及びBと日常生活を共にしており、水道光熱費も食費も別途負担しているわけではない。

Aは、かかりつけ医であるP内科医院のQ院長から認知症の診断を受けており、BやCが誰であるのかを認識することもできず、自らの名前すら分からないこともあるほか、夜中に暴れ出すことも週に4回程度はある。また、突如、外出して行方不明になり、警察に保護されたことが少なくとも5回はあった。それゆえ、Aの無断外出を検知するべく、乙建物のドアや窓には、開くと大音量の警報が鳴る装置（以下「本件装置」という。）が付けられている。

Aの日常生活は主としてBが支えている。B自身も高齢に伴う身体の衰えがあるものの、同じくかかりつけ医であるQ院長によれば、要支援や要介護の認定を受けるほどではなく、また、Aの介護も継続できるとの判断がなされている。Cの普段の生活は、月曜日から金曜日までは午前7時には出勤し、午後10時以降に帰宅するというものであるため、CによるAの介護等は仕事のない土日祝日にBを補助する程度にとどまっている。Dは、年末年始には実家である乙建物に数日程度訪れることはあっても、日常生活においてA及びBに関わることはほとんどなく、Aの介護等をするものもない。

Cは、4ドアの普通自動車（以下「本件普通車」という。）を所有しており、本件普通車を使用しないときは、甲土地上に設けられた駐車場（以下「本件駐車場」という。）に駐車している。Aは、過去に5回ほど、本件普通車の鍵（以下「本件鍵」という。）を勝手に持ち出して本件普通車を運転しようとしたことがあった。それゆえ、Cは、その後、本件鍵を書斎にある机の施錠可能な引出しにしまい、引出しの鍵をかけた上で、引出しの鍵もCが常に持ち歩く、という対策をしていた。

2022年7月3日午後5時頃、Cは、食料を購入するために本件普通車を運転して近くのコンビニエンスストアまで向かい、帰宅後、本件普通車を本件駐車場に駐車した後、本件鍵を、乙建物の玄関にあるシューズボックス（以下「本件シューズボックス」という。）の上に、うっかり置いたままにしてしまった。また、Bは、本件装置による警報が非常にうるさく、隣家からも苦情が絶えなかったため、少なくとも午後9時から朝8時までの間は本件装置のスイッチを「オフ」にするようにしていたところ、7月2日の午後9時に「オフ」にした後、翌日午前8時過ぎに「オン」にするのを失念し、以降、本件装置のスイッチは「オフ」のままとなっていた。

2022年7月3日午後6時頃、Aは本件シューズボックスの上に置いてあった本件鍵を発見した。Aは、本件鍵を持ち出し、本件普通車を運転して外出した。本件装置のスイッチが「オフ」になっていたことから、当時、乙建物内にいたB、C及びEはAの外出に気付かなかった。Aは、乙建物近くの道幅5メートルほどのセンターラインのない直線道路（以下「本件道路」という。）において、法定速度を大きく超えて本件普通車を運転していたところ、本件道路を自転車（以下「本件自転車」という。）で走行中であった8歳のFをひいて即死させ、本件自転車も大破した（以下「本件事故」という。）。本件普通車は、本件道路上の電柱に激突した結果、大破し、停止した。Aは、脚の骨折など全治3箇月程度のけがを負ったものの、命に別状はなかった。

本件事故当時、Fは、母であるG（35歳）とともに、自宅近くの文房具店へ学用品を購入するべく本件自転車を運転していたところ、本件普通車を含め自動車等の存在など周囲を確認することなく加速し、突如として本件道路の右側から中央付近に進入したため、本件事故が発生したという事情がある。この際、Gもまた、Gが所有する自転車を運転しFの後方より本件道路上を進行していたところ、スマートフォンの操作に夢中になっていたため、Fによる本件自転車の運転の状況や本件普通車の存在等にはまったく気付くことがなかった。加えて、Gは、Fに対して、道路等においては

自動車の存在など周囲を確認して走行するようにといった、自転車を運転するに当たっての安全上の注意や教育を普段から一切行っていなかった。なお、Fの父でありGの夫であったHはすでに死亡している。

〔設問1〕

2022年7月11日、GがAに対して、Fの死亡及び本件自転車の大破を理由とした損害賠償を求めるとすれば、いかなる請求原因によるどのような請求が考えられるか。A側のあり得る反論も踏まえて、当該請求の当否を答えよ。

〔設問2〕

2022年7月11日、GがB及びCに対して、Fの死亡及び本件自転車の大破を理由とした損害賠償を求めるとすれば、いかなる請求原因によるどのような請求が考えられるか。B及びC側のあり得る反論も踏まえて、当該請求の当否を答えよ。

〔設問3〕

設問2において、請求日が「2026年7月11日」であった場合、解答は変わるか。理由も含めて答えよ。

〈参考条文〉

【民法（明治29年法律第89号）(抜粋)】

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（財産以外の損害の賠償）

第七百十条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

(近親者に対する損害の賠償)

第七百十一条 他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。

(責任能力)

第七百十二条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

第七百十三条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

(責任無能力者の監督義務者等の責任)

第七百十四条 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

(使用者等の責任)

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

(注文者の責任)

第七百十六条 注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する

責任を負わない。ただし、注文又は指図についてその注文者に過失があったときは、この限りでない。

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第七百七十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

(動物の占有者等の責任)

第七百十八条 動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りでない。

- 2 占有者に代わって動物を管理する者も、前項の責任を負う。

(共同不法行為者の責任)

第七百十九条 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

- 2 行為者を教唆した者及び幫助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

(正当防衛及び緊急避難)

第七百二十条 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

- 2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場

合について準用する。

(損害賠償請求権に関する胎児の権利能力)

第七百二十一条 胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。

(損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺)

第七百二十二条 第四百七条及び第四百七条の二の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。

2 被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

(名誉毀損^きにおける原状回復)

第七百二十三条 他人の名誉を毀損^きした者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。

(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百二十四条の二 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

【問 2】

次の文章を読み、〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えよ。なお、各設問はそれぞれ独立の問いである。

Xは、Yに対し、甲土地が自己の所有地であると主張して、甲土地はXが所有権を有する旨確認することを求める訴えを提起した（以下「前訴」という。）。これに対し、YはXの請求を争い、審理がされたが、前訴の裁判所は、甲土地はXの所有に属すると判断し、Xの請求を認容する判決をし、この判決は確定した（以下「前訴確定判決」という。）。

〔設問 1〕

Xは、前訴判決確定後、Yに対し、甲土地につきY名義となっている登記をXに移転するよう求める訴えを提起した（以下「後訴 1」という。）。この訴えにおいて、後訴 1 の裁判所は、甲土地はXが所有権を有しないとの事実を認定できるか。前訴確定判決の効力に言及しつつ答えよ。

〔設問 2〕

Yは、前訴判決確定後、Xに対し、甲土地はYが所有権を有する旨確認することを求める訴えを提起した（以下「後訴 2」という。）。この訴えにおいて、後訴 2 の裁判所は、甲土地はYが所有権を有するとの事実を認定できるか。前訴確定判決の効力に言及しつつ答えよ。

経済原論

次の I ~ IV の問いに全て答えよ。

I 次のマクロ生産関数を考える。

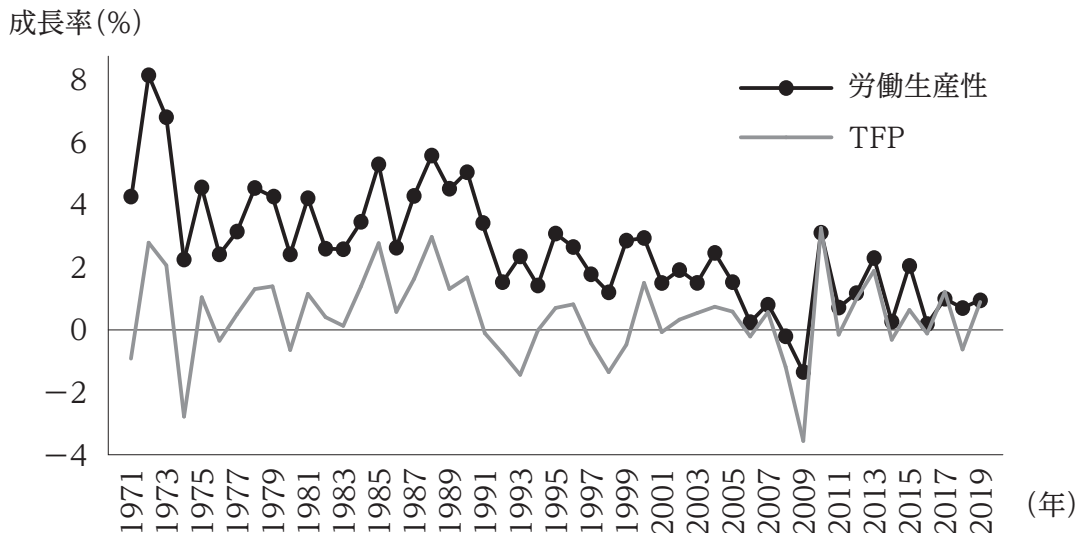
$$Y_t = A_t F(K_t, L_t)$$

ここで、 Y_t は産出量、 A_t は全要素生産性 (TFP)、 K_t は資本ストック、 L_t は労働投入量とする。この生産関数は規模に関して収穫一定 (Constant Returns to Scale, CRS) であると仮定する。生産要素市場は競争的で、企業は全ての価格を所与として行動し、利潤最大化を行う。

このとき、次の問いに答えよ。

- (1) 上記の生産関数において、産出量の成長率を、TFP の成長率、生産要素の成長率及び資本・労働の産出弾力性を用いて表せ。
- (2) 資本の産出弾力性が資本所得分配率と等しくなることを示せ。
- (3) 次の図は、日本における労働生産性の成長率と TFP 成長率を示している。

(1) 及び (2) の解答を踏まえ、これまで労働生産性の成長率が TFP 成長率を上回ってきた理由と、近年その乖離^{かい}が縮小している理由を説明せよ。



出典：OECD、FRED

- (4) 労働分配率の低下が、労働生産性の変化に果たす役割について述べよ。

II 時点1と時点2の二期間経済を考える。時点2において、「良い状態」(G)と「悪い状態」(B)の2つの状態があり、それぞれ確率1/2で発生する。経済には Rich (R) と Poor (P) の2種類の消費者が存在し、両者は次の同一の効用関数を持つ。

$$U_i = \ln C_{i,1} + \beta \left(\frac{1}{2} \ln C_{i,2}(G) + \frac{1}{2} \ln C_{i,2}(B) \right), \quad i \in \{R, P\}$$

ここでは、 $0 < \beta < 1$ は主観的割引率、消費者 i の時点1における消費量を $C_{i,1}$ 、時点2の状態 $s \in \{G, B\}$ における消費量を $C_{i,2}(s)$ とする。

時点1での Rich と Poor の所得は、それぞれ $Y_{R,1}$ 、 $Y_{P,1}$ とし、時点2での各状態 $s \in \{G, B\}$ における所得を、 $Y_{i,2}(s)$ とすると、

$$Y_{R,2}(s) = \bar{y} + e(s)$$

$$Y_{P,2}(s) = \bar{y} - e(s)$$

であり、ここでは、 $e(s)$ は期待値ゼロの確率変数である。

各時点における総所得は、

$$Y_1 = Y_{R,1} + Y_{P,1}$$

$$Y_2(s) = Y_{R,2}(s) + Y_{P,2}(s) \quad \text{となる。}$$

そこで、完備市場を考え、状態条件付き基本債券 (state contingent claim) が時点1で取引されているとする。これは、時点2において状態 s が実現したときに限り一単位の消費財を支払うもので、時点1における価格を $q(s)$ 、消費者 i の保有量を $A_i(s)$ とする。

このとき、次の問いに答えよ。

- (1) 消費者 i が直面する予算制約を述べよ。
- (2) 基本債券の需給が一致する条件を述べよ。
- (3) 基本債券の価格 $q(s)$ を導出せよ。
- (4) この経済における消費格差について説明せよ。

Ⅲ 医師と患者の二者を考える。患者はタイプ $\theta \in \{L, H\}$ を持ち、 $\theta = L$ が軽症患者、 $\theta = H$ が重症患者である。ここで重症患者である事前確率を $\pi \in (0, 1)$ とする。医師は患者のタイプを観察できるが、第三者（制度設計者）は観察できず、事後的にも検証できない。

医師は患者に対し、 S で表される標準治療と A で表される高度医療を選択する。

医師が意思決定の際に考慮する医療コストは

軽症患者に標準治療を施した場合：0

軽症患者に高度医療を施した場合： k

重症患者に標準医療を施した場合： d

重症患者に高度医療を施した場合： k

とし、 $d > k > 0$ である。本問では患者の効用を明示的に考えず、上記の医師にとっての医療コストに含まれていると仮定する。

そして、標準医療を施した場合の医師への報酬を w_S 、高度医療を施した場合の医師への報酬を w_A とし、制度的制約として $\Delta w \equiv w_A - w_S \geq 0$ が課されている。医師は、患者のタイプを観察する前に診療に参加するかどうかを選択できるものとし、診療に参加しない場合の利得（外部オプション）は0とする。

このとき、次の問いに答えよ。

なお、解答における不等式は厳密、非厳密を問わない。

- (1) 医師が医療コストを最小にする選択をする場合の期待医療コストを求めよ。
- (2) 医師が診療を行うと仮定し、軽症患者及び重症患者それぞれの患者タイプに対して、医師が高度医療 A を選択する条件を Δw を用いて示せ。
- (3) 医師が診療を行うと仮定し、医師の行動が「軽症患者には S 、重症患者には A 」となるような報酬の条件を Δw を用いて示せ。
- (4) 医師の行動が「軽症患者には S 、重症患者には A 」となる場合、医師が診療に参加することが合理的である条件を示せ。
- (5) 上記 (3) の条件が満たされない場合に、医療コストに関して非効率が生じる理由を説明せよ。

IV 二財、二消費者からなる純粋交換経済を考える。

消費者 A の効用関数を $u_A(x_1, x_2) = x_1^{1/2}x_2^{1/2}$

消費者 B の効用関数を $u_B(y_1, y_2) = y_1^{1/2}y_2^{1/2}$

初期保有は $\omega_A(3, 1)$ 、 $\omega_B(1, 1)$ であり、価格ベクトルを $p = (p_1, p_2)$ とする。

このとき、次の問いに答えよ。

- (1) 消費者 A が外生的所得 m_A を持つとし、価格ベクトルを所与とした上でラグランジュ未定乗数法により効用最大化問題を解き、消費者 A の需要関数を求めよ。
また、ラグランジュ乗数の経済学的意味を述べよ。
- (2) 一般均衡では所得が初期保有の価値となることを用いて、上記 (1) への解答をもとに消費者 A について、各財に対する需要を p_1 及び p_2 の関数として示せ。
- (3) 競争均衡の相対価格 p_1/p_2 を求めよ。
- (4) 競争均衡配分 (x_1, x_2, y_1, y_2) を求めよ。
- (5) 消費者の効用関数と同じであるにもかかわらず、(3) で求めた価格比が 1 ではない理由を、初期保有と一般均衡における価格の役割に言及しながら説明せよ。

財政学

次の I ~ IV の問いに全て答えよ。

I ある財 x の消費者価格を P_x 、生産者価格を p_x 、従量税である個別物品税率を t_x とする。この財 x の需要曲線が $D_x = -P_x + 400$ 、供給曲線が $S_x = p_x$ (ただし、金銭単位は円) とし、取引量を Q_x とする。このとき、次の問いに答えよ。

- (1) 財 x の消費者価格 (P_x) と生産者価格 (p_x) の関係を、税率 (t_x) を用いた式で表せ。
- (2) 財 x に対する課税前の均衡について、均衡消費者価格 (P_x^*) と均衡取引量 (Q_x^*) をそれぞれ求めよ。
- (3) 消費者価格 (P_x) を縦軸に、取引量 (Q_x) を横軸にとった図を用いて、財 x に対する課税前の均衡状態を示せ。なお、図には需要曲線、供給曲線及び課税前の均衡点 (E) を示すこと。
- (4) 財 x に対する個別物品税の課税後の均衡における、均衡消費者価格 (P_x^{**})、均衡生産者価格 (p_x^{**})、均衡取引量 (Q_x^{**}) をそれぞれ求めよ。
- (5) 消費者価格 (P_x) を縦軸に、取引量 (Q_x) を横軸にとった図を用いて、財 x に対する課税後の均衡状態を示せ。なお、図には需要曲線、供給曲線、課税後の均衡点 (F) 及び死重損失 (DWL_x) を示すこと。ただし、死重損失は代替効果のために発生するものであり、本来、補償需要曲線を考慮すべきであるが、本問では通常的需求曲線で考えてよいものとする。
- (6) 生産者価格 (p_x) を縦軸に、取引量 (Q_x) を横軸にとった図を用いて、財 x に対する課税後の均衡状態を示せ。なお、図には需要曲線、供給曲線、課税後の均衡点 (G) 及び死重損失 (DWL_x) を示すこと。
- (7) 税率 (t_x) を用いて、財 x に対する課税により徴収可能な税収 (R_x) を式で表せ。また、財 x に対する課税で得られる税収 (R_x) と税率 (t_x) との関係について説明せよ。
- (8) 従量税率 (t_x) を用いて、財 x に対する課税によって発生する死重損失 (DWL_x) を式で表せ。また、財 x に対する課税によって発生する死重損失 (DWL_x) と税率 (t_x) との関係について説明せよ。

II ある財 y の消費者価格を P_y 、生産者価格を p_y 、従量税である個別物品税率を t_y とし、この財 y の需要曲線が $D_y = -\frac{1}{2}P_y + 300$ 、供給曲線が $S_y = p_y$ (ただし、金銭単位は円) とし、取引量を Q_y とする。このとき、次の問いに答えよ。

- (1) 財 y に対する課税前の均衡について、均衡消費者価格 (P_y^*) と均衡取引量 (Q_y^*) をそれぞれ求めよ。
- (2) 財 y に対する個別物品税の課税後の均衡における、均衡消費者価格 (P_y^{**})、均衡生産者価格 (p_y^{**})、均衡取引量 (Q_y^{**}) をそれぞれ求めよ。
- (3) 消費者価格 (P_y) を縦軸に、取引量 (Q_y) を横軸にとった図を用いて、財 y に対する課税前と課税後の均衡状態を示せ。なお、図には需要曲線、供給曲線、課税前の均衡点 (E')、課税後の均衡点 (F') 及び死重損失 (DWL_y) を示すこと。
- (4) 税率 (t_y) を用いて、財 y に対する課税によって徴収可能な税額 (R_y) を式で表せ。
- (5) 税率 (t_y) を用いて、財 y に対する課税によって発生する死重損失 (DWL_y) を式で表せ。

III 設問 I 及び II における二つの財 x と y に対する課税の帰着について、次の問いに答えよ。

- (1) 財 x と財 y で、消費者と生産者がどのような割合で税の負担をしているか答えよ。
- (2) 一般に税の帰着について、供給側の条件が同じ場合、需要の価格弾力性によってどのように影響を受けるか、理由も含めて説明せよ。

IV 設問 I 及び II の結果を踏まえ、二つの財 x と y に対して課税することで、それぞれ少なくとも 19,200 円の税収を確保したいものとする条件のとき、次の問いに答えよ。

- (1) 財 x と財 y で上記の条件を満たす税率の範囲をそれぞれ求めよ。また、それぞれの最も低い税率の場合に、課税によって発生する死重損失 (DWL_x, DWL_y) についてもそれぞれ求めよ。
- (2) 一般に同じ税収を異なる財から徴収する際に、需要の価格弾力性と死重損失との関係についてどのようなことが言えるか説明した上で、望ましい税制について論ぜよ。なお、必需品という言葉を用いること。

公共政策

次の【問1】、【問2】に答えよ。

【問1】

次の(1)～(4)について、それぞれ10行程度で説明せよ。

- (1) 制裁的公表制度
- (2) 争点投票 (issue voting) と業績投票 (retrospective voting)
- (3) 執行機関多元主義
- (4) 情報の非対称性 (information asymmetry)

【問2】

Public Service Motivation (PSM) 理論は、従来の公務員行動研究が重視してきた外発的インセンティブや制度的統制による行動説明を補完する新たな視点として注目されている。欧米では PSM と組織成果の関連や PSM への影響要因に関する実証研究が蓄積され、日本でも PSM への関心が高まってきている。以上を踏まえ、次の問いに答えよ。

- (1) PSM 理論について、Perry and Wise (1990) により示された PSM の三つの次元を10行程度で説明せよ。
- (2) Moynihan and Pandey (2007) に代表されるように、PSM は個人の価値観だけでなく、制度的環境による影響も受けることが指摘されてきた。日本の地方自治体における一般行政職の人事管理における配置制度・研修制度・昇進制度・給与制度の特性を説明した上で、PSM の涵養あるいは阻害にどのような影響を及ぼすと考えられるか、40行程度で説明せよ。